

**【表紙】**

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月10日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
【届出者の住所又は所在地】	東京都江東区豊洲三丁目3番3号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-5546-9962
【事務連絡者氏名】	I R・ファイナンス室長 金江 隆司
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ (東京都江東区豊洲三丁目3番3号)  株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社エヌ・ティ・ティ・データをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社J B I Sホールディングスをいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株券等に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注9) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出にかかる公開買付けをいいます。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年2月1日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項及びその添付書類である平成24年2月1日付公開買付開始公告の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項及び第2項に基づき公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

- 5 買付け等を行った後における株券等所有割合
- 6 株券等の取得に関する許可等
  - (2) 根拠法令
  - (3) 許可等の日付及び番号

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

- (1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計
- (3) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）
- (4) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）
  - 特別関係者
  - 所有株券等の数

公開買付届出書の添付書類

平成24年2月1日付公開買付開始公告

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付してあります。

## 公開買付届出書

## 第1【公開買付要項】

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】  
(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	321,952
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月1日現在)(個)(d)	4,350
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月1日現在)(個)(g)	105,797
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年9月30日現在)(個)(j)	326,008
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合 (a)/(j)(%)	98.67
買付け等を行った後における株券等所有割合 (a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(32,195,250株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月1日現在)(個)(g)」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数を記載しております。なお、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有株式についても対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月1日現在)(個)(g)」は分子に加算していません。

<後略>

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	321,952
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月1日現在)(個)(d)	4,350
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月1日現在)(個)(g)	105,797
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年9月30日現在)(個)(j)	326,008
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合((a)/(j)) (%)	98.67
買付け等を行った後における株券等所有割合((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100) (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(32,195,250株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月1日現在)(個)(g)」は、特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数を記載しております。なお、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有株式についても対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月1日現在)(個)(g)」は分子に加算しておりません。

< 後略 >

## 6【株券等の取得に関する許可等】

## (2)【根拠法令】

(訂正前)

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは対象者株式を取得することはできません（以下株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ（同法第17条の2第1項、以下「排除措置命令」といいます。）、上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法49条第5項、以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。

公開買付者は、平成24年1月31日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されております。したがって、本件株式取得に関しては、原則として平成24年3月1日をもって、取得禁止期間は終了する予定です。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、訂正届出書を提出いたします。

(訂正後)

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは対象者株式を取得することはできません（以下株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ（同法第17条の2第1項、以下「排除措置命令」といいます。）、上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法49条第5項、以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。

公開買付者は、平成24年1月31日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されております。したが、本件株式取得に関しては、公正取引委員会から取得禁止期間を30日間から7日に短縮する旨の通知書を平成24年2月7日付で受領したため、平成24年2月7日をもって取得禁止期間が終了しています。

また、公開買付者は、公正取引委員会から平成24年2月7日付の排除措置命令を行わない旨の通知書を平成24年2月7日付で受領したため、平成24年2月7日をもって据置期間が終了しています。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

許可等の日付 平成24年2月7日(排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる)

許可等の番号 公経企第64号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号)

許可等の日付 平成24年2月7日(禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)

許可等の番号 公経企第65号(禁止期間の短縮の通知書の番号)

## 第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

## 1 【株券等の所有状況】

## (1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(平成24年2月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	110,147(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	110,147		
所有株券等の合計数	110,147		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(訂正後)

(平成24年2月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	110,247(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	110,247		
所有株券等の合計数	110,247		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が保有する株券等に係る議決権の数100個を含めております。

## (3)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(訂正前)

(平成24年2月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	105,797(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	105,797		
所有株券等の合計数	105,797		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(訂正後)

(平成24年2月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	105,897(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	105,897		
所有株券等の合計数	105,897		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注)上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が保有する株券等に係る議決権の数100個を含めております。

## (4)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(訂正前)

(平成24年2月1日現在)

氏名又は名称	日本証券金融株式会社
住所又は所在地	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号
職業又は事業の内容	証券金融業
連絡先	連絡先 日本証券金融株式会社 総務部 執行役員総務部長 前田 和宏 連絡場所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号 電話番号 03-3666-3184
公開買付者との関係	公開買付者との間で、共同して株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者



(訂正後)

(平成24年2月1日現在)

氏名又は名称	日本証券金融株式会社
住所又は所在地	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号
職業又は事業の内容	証券金融業
連絡先	連絡先 日本証券金融株式会社 総務部 執行役員総務部長 前田 和宏 連絡場所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号 電話番号 03-3666-3184
公開買付者との関係	公開買付者との間で、共同して株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

(平成24年2月1日現在)

氏名又は名称	細木 康裕
住所又は所在地	東京都千代田区九段南4丁目7番20号 (株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・キュビット所在地)
職業又は事業の内容	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・キュビット 代表取締役
連絡先	連絡先 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・キュビット 管理本部 宮下 浩明 連絡場所 東京都千代田区九段南4丁目7番20号 電話番号 03-3512-5844
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

## 【所有株券等の数】

(訂正前)

日本証券金融株式会社

(平成24年2月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	105,797(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	105,797		
所有株券等の合計数	105,797		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(訂正後)

日本証券金融株式会社

(平成24年2月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	105,797(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	105,797		
所有株券等の合計数	105,797		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

細木 康裕

(平成24年2月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	100(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券( )	—	—	—
株券等預託証券( )	—	—	—
合計	100	—	—
所有株券等の合計数	100	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	( )	—	—

(注)細木 康裕は小規模所有者に該当いたしますので、細木 康裕の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

## 公開買付届出書の添付書類

平成24年2月1日付公開買付開始公告

(7) 公告日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合並びにこれらの合計

(訂正前)

公開買付者1.33% 特別関係者32.42% 合計33.76%

(注) 「公告日における特別関係者の株券等所有割合」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計(105,797個)に基づき計算しております。以下(8)において同様です。

(訂正後)

公開買付者1.33% 特別関係者32.42% 合計33.76%

(注) 「公告日における特別関係者の株券等所有割合」は、特別関係者(法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含む。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計(105,797個)に基づき計算しております。以下(8)において同様です。